

流通特権文書にみるカロリング期 交易の諸相。ひとつの素描

丹 下 栄

1. はじめに

西欧中世の都市史・流通史において、流通税をめぐる研究は、流通税表の詳細、かつ立体的な分析を基軸として、近年めざましい発展をとげつつある⁽¹⁾。そのなかにあって、中世初期の流通税研究はいささか取り残された感があった。その理由の第一は史料の伝来状況にある。現在確認されているかぎり流通税表はすべて紀元千年以降の作で、それ以前の流通税の実態を流通税表から読みとる途は、ほとんど閉ざされている。流通税表が存在しない、あるいは伝来していない中世初期の流通税研究において利用できるのは、記述史料を別とすれば、歴代のフランク国王が発給した流通に関わる特権を賦与・確認した文書にほぼ限定されている。こうした文書類を扱うにあたって、従来の研究は、それが既成の書式に従って半ば機械的に作成されたことを強調し、具体的な情報を引き出すことにきわめて慎重であった。しかし近年、文書類の文言は必ずしも書式の機械的再現ではなく、テキストを子細に読むことによって現実の姿に迫ることができるという主張が力を得るようになり、実際後述のように、流通税免除特権確認文書の文言の分析も、一定の成果をあげつつある⁽²⁾。本稿は、こうした動向を受けて、カロリング期に作成された流通関連の文書を整理し、あわせて予備的考察として、当時の交易状況を垣間見ようとするささやかな

試みである。

2. 史料

中世の教会領主——修道院、司教座教会——は王権からの特権賦与と切っても切れない関係にあった。彼らはイムニテをはじめとする各種特権を王権から獲得し、それを確認する文書を文書庫に保管し、王の代替り、あるいは修道院の組織再編などに際しては、特権文書を呈示して確認を受け、その旨を記した確認文書を受けとるのが通例であった。こうした特権のなかでかなりの比重を占めるのが、教会領主の行なう流通に係る特権で、その射程は、市場・造幣・流通税の3方向に整理できる。これら3種の特権はカロリング末期の東フランク王国では不可分のものとなり、1通の文書によっていわば三位一体的に賦与・確認されるようになるが、カロリング期全体を通して最も件数が多いのはその第3の範疇である。流通税に関する特権はさらに、①流通税の免除、②流通税収入、あるいは徴収権の譲与、に分類することができる。流通特権を賦与、確認するために、王権は、文書としての形式を整えた *praeceptum* と呼ばれるもの、あるいは、おそらくは各地にある流通税徴収所で提示するための、より簡便な文言を持った *tractoria* と呼ばれるものを発給した⁽³⁾。また、土地の寄進にあたって、当該地での流通税収入の一部または全部が寄進される場合もあり、この場合は寄進文書のなかに個別的特権が記録されることになる。本稿では便宜的に、*praeceptum* や *tractoria* のように包括的な特権を譲与したものと個別的譲与を記録したものとを区別し、前者を包括的文書、後者を個別的な文書と呼ぶこととする。

ところでしばしば問題とされたのが、流通税免除特権とイムニテとの関係である。F.-L. ガンスホーフは、イムニテを取得しても特権を与えられていない教会領主、また逆にイムニテ特権を与えられる以前から特権を行使した領主があったことを指摘し、両者は本来的に全く別個のものであ

たことを強調した⁽⁴⁾。しかし実際にはかなり早い時期からイムニテ賦与・確認文書には当該教会からの流通税の徴収を禁じるむねの文言がしばしば含まれている。本稿ではこの問題に直接触れることは断念したが、表にはイムニテ文書のうち、流通税に関する明示的の文言を含むものをも掲げてある。

本題に入るのに先立って、流通税免除特権確認状の具体例として、ルイ敬虔帝の時代に作成された『帝国書式集』20章をあげておこう。これはもともとはオルレアン・サン・テニャン修道院に与えられた文書で、書式例として固有名詞を消したうえで収録されたものである⁽⁵⁾。

すべての司教、修道院長——またすべての公権力を指揮する者、さらに聖なる神の教会と余の忠実なる者によって、現在、また未来にわたって以下のことが知られるように。すなわち、なにかし教会の司教にして聖証者なにかしに捧げられた修道院——キヴィタスなにかしの城外区に建設され、件の聖証者はそこに遺骸となって休んでいるのだが——の院長である敬うべき人物なにかしが、余の父にして今は亡きカール殿の文書による命令を余に提示したが、そこには次のように書かれていた。すなわち、余の祖父であるかつての王ピピン、および余の父はこの修道院に対して、ロワール河やその他の河川を塩や他の物品の取引のために往来している6隻の船についての流通税を免除した。それに加えて、その修道院や神に使える修道士の必要のために運送する荷車や荷駄について、またヴィラやどこであろうと国庫が流通税を徴収できるすべての場所について流通税を寄進した、と。

これに関する確認の恩恵を受けるべく、上述の司教は、余が父や前任者たちのやり方を遵守し、余のこうした命令の恩恵を彼に与え、修道院に対して確認するよう熱心に懇願した。

神の愛と聖なにかしの崇敬のためにこの願いを受けいれ、この文書を余の寛大さの確認のために作ることは余の望むところであり、それゆえ

余は規定し、命令する。すなわち、余の忠実なる者の誰であろうと、また裁判権の行使者の誰であろうと、荷車からも荷駄からも、またその修道院の所領からも、いかなる商品からも、すなわち国庫が流通税を徴収できるあらゆるところから、いかなる流通税も受領したり賦課したりしてはならない。

つまり、ロワール河や余の帝国の下にある他の河川を通してその修道院の利益と必要のために往復する6隻の船に関して、いかなるキヴィタス、城砦、港、その他の場所に到着する船とそれに係わる人びとに対して、いかなる流通税も繋留税も入港税も渡橋税も陳列税も耕地通過税も入漁税も放牧税も取引税も通行税も徴収も、いかなる賦課も受領や賦課をあえて行なってはならない。

しこうして、いかなる違法な敵対や妨害もなしに、この余の文書によって、これらの船やそれに係わる人びとが、運んでいるものとともに、余の帝国の全域において自由に、かつ安全に往来することが許されるように。もしなんらかの逗留がどこで起こっても、また取引や販売が行なわれても、それに関していかなる税も徴収されてはならない、と余は命ずる⁽⁶⁾。

さて、周知のように流通税免除特権は全面的免除と限定的免除とに分類される⁽⁷⁾。メロヴィング期には流通税免除特権はサン・ドニ、コルビー修道院などに例外的に与えられたに過ぎなかったが、基本的には特権の行使に制限をつけない全面的な免除であった。これに対しカロリング期には流通税免除特権を享受する教会領主の数は飛躍的に増大するものの、特権を行使できる場所、免税対象となる物品の種類や量などを規定する制限付きの賦与が多数を占めている。最近、J.-P. ドゥヴロワは、特権の制限条項を含む流通税免除特権文書の文言を通時的に精査して中世初期交易の全体像に迫ろうとした⁽⁸⁾。彼の業績については後にふれるが、本稿では主として交易のありかたの地域的な差異を読みとることを主眼に分析作業を行な

いたいと思う。ここでも手がかりは特権に対する制限条項となる。以下、制限の内容ごとに検討していこう。

3. 流通特権の物的制限

まず検討の対象となるのは、特権の物的制限、すなわち無税通行が認められる運搬手段の限定である。上にあげたオルレアンのサン・テニャン修道院の例では、流通税免除の対象となるのは塩などの物品を運ぶ船6隻と規定されている。いいかえると、この修道院に属する船6隻が流通税を払わずに航行でき、またその船が運ぶ商品、とりわけ塩の運搬と取引にあたって修道院は流通税の支払いを免除されていたわけである。

量的規制の対象となるのはもっぱら荷車と船で、とりわけ船の隻数を制限する例が多い。船の場合、最大はサン・マルタン修道院(トゥール)の12隻、最小はフェルファ、ロールシュ修道院に見られる1隻である。荷車の台数制限は管見の限りではケンブテン修道院にのみ見られ、しかもそれは塩という特定の物品の運搬と関係している。それゆえ、カロリング期において特権的交易への量的規制はほとんど船のみを対象とし、陸路を用いての交易特権は、基本的には数量的制限を受けなかったと考えてさしつかえないであろう。

流通税を免除される船や荷車の数に制限があるとき、各地の流通税徴収所では、本来ならばその船が流通税を免除されたものかどうかの確認が必要なはずである。一般的には、流通特権を持つ領主には *tractoria* が発行され、運搬に携わるものはそれを徴収所の役人に提示して課税を免れた、とされている。しかしガンスホーフは、そのような確認は實際上不可能だったと考え、史料に現れる数字は、それぞれの流通税徴収所において年間この数字まで無税で接岸・通過できる回数を示しているという仮説を提示している⁽⁹⁾。ただし彼自身は積極的な根拠を示しているわけではない。

ところで運搬手段の量的制限は、しばしば交通可能な領域、無税で交易

することを認められた物品の規定と結びついている。こうした、いわば質的、空間的制限を量的規制とも関連させて分析することによって、カロリング期交易の実際により接近できることが期待されるのである。

4. 流通特権の質的制限

流通税免除の対象となる物品として文書のなかに最も頻繁に現れるのは塩である。塩は文書に2つの文脈で現れる。そのひとつは、前項で検討した運搬手段の量的規制と結びつくもので、修道院の必要のために、また取引のために塩を運搬、積み卸しする船や荷車からの流通税徴収が禁止されることになる。このような文書が伝来しているのは、サン・ジェルマン修道院（オクセル）、サン・テニャン修道院（オルレアン）、サン・ブノワ・シュル・ロワール修道院、シャルー修道院、コルメリイ修道院、オルレアン教会、ヌヴェール教会、アニアージュ修道院、サン・ヴィクトール修道院（マルセーユ）、ケンプテン修道院などで、主としてロワール河以南に所在する教会領主が塩の特権の流通に深く関与していることがうかがえる。

これに対して、もうひとつの系統は、特定の塩生産地での、またはそこへの途上での流通税免除を規定している。一つの例は816年にルイ敬虔帝がサン・ミール修道院に与えた流通税免除特権で、文書には運搬手段の限定はないが、MarsalとMoyenvicに所在する製塩所 patella に必要があった赴く者に課税してはならないという文言が含まれている⁽¹⁰⁾。そしてこの規定は841年付のロタール1世の文書によっても確認されている⁽¹¹⁾。コプレントツ修道院もまた、この2つの製塩地での流通税免除特権を与えられている⁽¹²⁾。またミュルバック修道院の文書は塩について明示してはいないものの、免除となる対象地の一つに Marsal が含まれ、この修道院の流通特権が塩の調達・運搬と関連していたと想定することができる⁽¹³⁾。また、ルートヴィヒ・ドイツ王が837年にケンプテン修道院に賦与した文書⁽¹⁴⁾には、「上述の場所 (Reichenhall) で塩を入手するために赴く上述の

車6台に関していかなる流通税もその場所で徴収してはならない」との規定を見ることができる。この系統の文書では、特権の量的制限に物品の名が加えられたものに較べて、運搬そのものより塩の入手により力点がおかれた文言となっているという印象を受ける。またこの系統の文書を伝来させる修道院の所在がアルサスを中心とする比較的狭い領域に集中している点も見逃すことはできない。

この種の文書に現れる塩以外の物品としては、葡萄酒があげられる。ただし史料に記録される頻度は、塩に較べるときわめて少ない。まず、769年にカールマンがサン・ドニ修道院に与えた流通税免除特権確認文書は、フランク王国全域での無制限の流通税免除特権を確認したのに続けて、葡萄酒を調達するためにこの修道院の市を訪れる者から流通税を徴収してはならないと規定している⁽¹⁵⁾。また、サン・ドニの年市の開催期間中、パリ・パグス内での流通税を免除することを定めた一連の文書も、流通税免除の対象となる商品として葡萄酒を明示しているわけではないが、これを求めて市に現れる者からの流通税徴収禁止というかたちで、実質的には葡萄酒の特権的流通を表現しているといえよう⁽¹⁶⁾。さらにシャルル禿頭王によるトゥールのサン・マルタン修道院——当時すでに律修参事会に転換していた——への862年のイムニテ確認文書では、この修道院の参事会員が修道院内で販売する葡萄酒、その他の商品から流通税を徴収してはならないという文言が加えられている⁽¹⁷⁾。葡萄酒に係わる特権の場合、いずれも市場での販売そのものが流通税免除の対象となっている点に注目しなくてはならない。すなわち、市の主宰者との関係がどうであれ、市場、あるいは修道院という空間にひとたび足を踏み入れた者は皆、交易上の特権を享受できたのである。このことは、カロリング期の教会領主に認められた特権的交易に実際に携わる人々が、社会的にいかなる地位にあったかという問題にわれわれを導いていく。

これは、専門的商人やギルドの起源とも関連してさまざまな論争が行なわれてきた問題である。この問題を詳細に扱うのは他日を期さねばならな

いが、領主制の枠に完全には入らない専門的取引担当者がカロリング期にも広範に存在したという主張が近年有力となっていることは確実である。例えばトゥールのサン・マルタン修道院——実際には律修参事会——の場合、歴代の王から流通税免除特権の確認を受けてはいても、修道士自身がロワール河等での航行を主体的に行っていたとは考えられない。むしろ、「専門的な取引の従事者が同修道院の名義で回船を運用し、自らの営業と共に修道院の業務を遂行する」⁽¹⁸⁾という想定が、より説得力を持つと思われる。このように、流通税をめぐる問題の射程は狭い意味での財政史、流通史の枠を超えて広がっているのである。

4. 流通特権の空間的制限

次に流通特権の空間的制限を見よう。これには大別して、定住地や地域の名をあげて流通税が免除され、あるいは流通税徴収権を与えられた場所を特定するものと、無税航行が認められた河川名を記すものがある。これらの証言をつきあわせることによって、当時の取引の空間的枠組をいくらかなりとも読みとることができる。

流通税が免除される場所——それは免除特権を持たない者にとっては流通税徴収所の所在地にほかならないのであるが——が包括的文書のなかで特定されるとき、その多くは製塩所の所在地と国際的取引の拠点である。製塩所所在地での流通税免除は前項でも触れたが、取引の空間的枠組という見地から注目されるのは、Marsal に所在する製塩所に、サン・ミール、コプレント、ミュルバックの各修道院が塩を求めて担当者を派遣していた点である。これら3つの修道院、およびライン河が輪郭づける領域には、流通特権を享受する教会領主の集中が認められるが、塩の調達と運搬はこの広がりによって一定の地域的なまとまりを与える一要素となっているといえるのではないだろうか。ちなみにプリュム修道院の場合、流通税免許特権確認文書は塩について直接語っていないものの、所領明細帳には Vic-

Sur-Seille からメッスへの塩の運搬賦役の規定を見出すことができる⁽¹⁹⁾。Vic-Sur-Seille は Marsal および Moyenvic に隣接しており、ここで問題となっている塩はサン・ミール修道院などが入手したものとほぼ同じ出自を持つと考えてさしつかえないであろう。つまりプリュム修道院も、塩を通じてひとつの地域の形成に参画していたように思われるのである。

国際交易の拠点も、文書に現れる機会はそれほど多くないものの、見逃せない意味を持つ。779年にカール大帝がサン・ジェルマン・デ・プレ修道院に与えた確認文書は、王国内のすべてのポルトゥスとキヴィタスで流通税が免除されると規定したうえで、ルーアン、ドレストアット、カントヴィク、アミアン、マーストリヒト、それにパリ、トロワ、サンヌ各都市の周辺領域、さらにブルゴーニュ地方と、具体的な地名や地域名を記している⁽²⁰⁾。ただし、同じ特権を確認したと思われるシャルル禿頭王の文書では、定住地や地域の記載は姿を消し、代って、セヌヌ、マルヌ、ヨヌヌ、オワーズ、エヌヌ河を航行する船を免除の対象とする文言になっている⁽²¹⁾。もう一つの例はストラスブールの教会で、831年にルイ敬虔帝が、そして873年にルートヴィヒ・ドイツ王がストラスブール司教座教会に与えた特権確認文書は、カントヴィク、ドレストアット、それにアルプス越えの地点を除くフランク王国全域で流通税を免除すると規定している⁽²²⁾。これと全く同じ規定は、ルイ敬虔帝の時代に作成された *Praeceptum negociatorum*⁽²³⁾ にも見られる。これらの文言は、はからずもカロリング期の交易ネットワークの一幹線路、ブリテン島からライン河、アルプスの峠を経由してイタリアに至る道筋を浮かびあがらせているように思われる。

流通特権文書が国際的交易拠点に言及するのは、しかしどちらかといえは少数で、多くの個別的な文書が記すのは、むしろ在地市場である。サン・ドニ修道院の取得した Cormeilles-en-Vexin と Pontoise の例では、文書はそれを週市と明記している⁽²⁴⁾。またシャルル禿頭王が843年にコルメリイ修道院に発給した流通税免除特権賦与状では、修道院本拠で開かれる年市と週市とが、それぞれ別個に認証されているのである⁽²⁵⁾。

無税航行が認められる河川の名を特定する史料も、ある広がりを持った交易空間を暗示するものとして無視することはできない。これは前述の船舶の限定と組みあわされたものが多い。例えば815年のルイ敬虔帝によるl'Ile-Barbe 修道院——リヨン近くのソーヌ河の中州に所在——への流通税免除特権賦与状⁽²⁶⁾では、ローヌ、ソーヌ、デュバン Dubin 河を航行する船3隻が流通税免除の対象となり、858年にルートヴィヒ・ドイツ王がロルシュ修道院に与えた文書には、ライン河を航行してウォルムスに向かう船1隻に課税してはならないとの規定の文言を見ることができる⁽²⁷⁾。

こうした河川名の明記による流通税特権の空間規定を行なう文書は、ほとんどの場合、1個の水系内での特権的航行を、当該流域に本拠をおく修道院に認可している。これは、航行可能な水系がおのずとひとつの交易圏、ひいては地域的まとまりを形成していったとの想定にわれわれを導くものである。しかし同時に、複数の水系にまたがって特権的交易を行なう例も皆無ではない。そのひとつはノワールムティエ修道院である。826年にアキタニア王ベパン1世によって与えられた特権確認文書によれば、この修道院は、6隻の船をロワール河とその支流、アリエ、シェール、ヴィエンヌ各河川に加えて、ドルドーニュ、ガロンヌ河でも運行していた⁽²⁸⁾。ロワール河口の小島に所在するという立地と特権確認文書の空間規定は、この修道院による交易が海路を経由してロワール流域とガロンヌ流域とを結びつけていたとの想定を可能にする。また832年にルイ敬虔帝がシャルル修道院に発給した文書は、ロワール河と海を流通税免除の対象領域としている⁽²⁹⁾。ヴィエンヌ河とシャラント河とがもっとも接近した地帯に位置するこの修道院の立地と特権の空間規定とを考えあわせると、この修道院にもまた、複数の地域を結びつける任務が与えられていたと想定することは、あながち不可能とは思われない。

ここで指摘すべきは、所領明細帳が運搬賦役による河川航行がさかんに行なわれていたことを伝えるセーヌ・ライン両水系に関して、河川による空間規定を持つ文書の数はきわめて限られ、その出現もローヌ、ロー

ル、ポー各水系に較べてかなり遅れていることである。ライン河を舞台に活発な交易を行っていたプリュム修道院の場合、流通税免除特権には制約がつけられてはいない。またセーヌ河を利用した交通と深く関わっていたことが確実なサン・ドニ、サン・ジェルマン・デ・プレ両修道院も、流通税免除特権は基本的には制限を持たないものである。すなわちロワール河を境として、流通税免除特権文書の空間規定にはっきりした色分けが認められるのであるが、それはそれぞれの河川の流域の政治的、あるいは地理的状況と関わっているのであろうか？ それとも河川交通の質を反映しているのであろうか？ すべては今後の検討に委ねなくてはならない。

5. 流通特権の時代的变化

流通特権関連文書のいまひとつの分析視角は、特権内容の通時的検討によって交易構造、ひいては社会構造の変化を後づけることである。こうした問題意識の先陣となったドゥヴロワは、流通税免除特権文書の文言を子細に検討するなかから流通構造の変化を読みとろうとしている⁽³⁰⁾。それによると、徴収を免除されるとして文書に明記される流通税の種類、徴収地の呼称は、時を追うにしたがってますます多様化するという傾向が認められる。コルメリィ修道院の場合では800年のカール大帝による文書⁽²⁸⁾では課してはならない税として *teloneum*, *ripaticus* (繫留税), *salutaticus* (陳列税), *portaticus* (繫留税) の4種をあげるのに対して、844年のシャルル禿頭王のそれでは、*teloneum* を挙げた後、*ripaticus* (繫留税), *portaticus* (繫留税), *salutaticus* (陳列税), *caespitaticus* (耕地通過税), *cenaticus* (入漁税), *pastiones* (養豚税), *laudaticus* (取引税), *trabaticus* (柵通過税)⁽³¹⁾ というように、列挙された税の種類は9種に増加している。また流通税を徴収してはならない場所として、文書に列挙される土地の呼称は、そうした範疇の場所で流通税が徴収されるのが常態化していた

ことを意味するが、メロヴィング期の特権賦与文書にも記される pagus, castella などに加えて、portus や市場が加わり、9世紀には villa までもが現れるに至る。このように、9世紀後半には、流通税はあたかもあらゆる場所で、あらゆる機会をとらえて徴収されたかのような様相を呈するが、ドゥヴロワによれば、それは在地的交易の普及のあらわれということになる。

さらに彼は、サン・ドニ修道院の文書を取り上げ、流通税免除特権の適用範囲が次第に拡大して狭い意味での「修道院の用」の範囲を超え、また修道院に関わる業務を行なう人々、修道院の市場を訪れる人々にまで拡大したこと、などを指摘し、全体として流通税免除特権文書の文言の変化は、7世紀末から9世紀末にかけての西欧における流通構造、ひいては社会構造の変化を反映していたと主張している。

こうした視点から特権文書を見ると、塩の交易に係わる流通特権文書は、カロリング期に起こった空間構造の変化を反映しているようにも思われる。いうまでもなく塩は生命維持に不可欠な、しかも産地が限定された典型的な稀少財である。実際中世初期のいくつかの修道院は、塩を入手するためにその産地に遠隔地所領を持っていた。フランク王国内での塩の最大の生産地はロワール以南の海岸地帯で、そこで生産された塩は8世紀まではライン・モーゼル流域にまで運ばれていた。M. ルーシュによると、アルサス地方の岩塩を用いた塩は海水から作るものと較べて製造費用が高く、その近隣地方でも、大西洋岸の塩を輸入する交通路が通行不能になったときだけ使われたのにすぎない⁽³³⁾。ところが9世紀になると、ここには塩の産地をひとつの中心とした地域的なまとまりが認められるようになる。スタヴロ・マルメディ修道院が、メロヴィング期にはロワール河口地域に遠隔地所領を持っていたにもかかわらず、カロリング期にはその所領経営上の関心をもっぱらライン、ムーズ両河に挟まれた地域に集中させたように見えるのも⁽³⁴⁾、上述の「地域の誕生」と無関係ではないように思われる。

6. おわりに

以上の検討は、史料類型そのものの持つ制約もあって、カロリング期の流通の生きた姿を浮かびあがらせるにはほど遠い結果となった。それでもなお、流通特権文書の諸規定は、フランク王国内の「地域」の生成のさまをほのめかしていたように思われる。最後に2つの展望を述べてこの稿を終わることにしたい。まず、地域の空間的枠組みを規定するものとしての河川、より正確には水系の重要性である。西ヨーロッパを流れる大河は流域にそれぞれ個性的な地域をつくりあげている。そしてそれぞれの河の性格は地域のありかたに少なからぬ作用を及ぼしているようである。現象面だけを見ても、ロワール水系における流通特権の空間規定、および船舶通行量制限の頻出と流域での突出した大都市の不在は、セーヌ流域における流通特権への制約の不在、大都市パリの存在といちぢるしい対照を示している。

もうひとつ、流通税特権文書の、とりわけ塩をめぐる諸規定は、地域の形成要因として必要財の入手が無視できない役割を演じていることを示唆している。農民生産の上昇＝余剰物資の出現＝局地的市場圏の成立という図式を否定するわけではまったくないが、慢性的な物資不足のなかで有無相じていた定住圏がおのずと地域としてのまとまりを持つようになったという図式も、作業仮説としての存在意義を持っているといえるのではないだろうか。こうした複眼的視点を保つことによって始めて、経済成長とたえまない局地的飢饉に彩られたカロリング期における流通の意味を全き姿でとらえることができるであろう⁽³⁵⁾。

(1) 代表的な業績として山田雅彦「中世サン＝トメールの流通税表——層位学的考察の試み——」『文学部論叢』(熊本大学) 33号, 1990年, 105-30頁; 37号, 1991年, 129-158頁をあげておく。

- (2) Schweineköper, B., "《Cum aquis aquarumve decursus》. Zu den Pertinentzformeln den Herrscherurkunden bis zur Zeit Ottos I.", Jaschuke, K.-U./Wenskus, R. (ed.), *Festschrift für H. Beumann zum 65. Geburtstag*, Sigmaringen, 1977, pp. 22-56; Devroey, J.-P., "Courants et réseaux d'échange dans l'économie franque entre Loire et Rhin", *Mercati e mercanti nell'alto medioevo: l'area Euroasiatica e l'area Mediterranea (Settimane di studio, XL)*, Spoleto, 1993, pp. 327-93.
- (3) Ganshof, F.-L., "A propos du tonlieu à l'époque carolingienne", *La città nell'alto Medioevo (Settimane di studio, VI)*, Spoleto, 1959, pp. 495-502 参照。
- (4) *ibid.*, pp. 504-05.
- (5) *ibid.*, p. 488, n. 6 参照。
- (6) MGH, FRM (史料の略語は表1の略語表参照), pp. 300-01; Omnibus episcopis, abbatibus et cetera, vel omnibus rem publicam administrantibus seu ceteris fidelibus sanctae Dei ecclesie et nostris, tam praesentibus quam et futuris, notum sit, quia vir venerabilis ille, illius ecclesie archiepiscopus et abbas monasterii illius confessoris, ubi ipse corpore requiescit, quod est constructum in suburbio ipsius civitatis, detulit nobis auctoritatem praeceptionis domni et genitoris nostri bone memorie Karoli piissimi augusti, in qua continebatur, quod avus noster Pipinus quondam rex seu idem genitor noster concessissent eidem monasterio teloneum de sex navibus, quae per Ligeris flumen seu cetera flumina propter sal et cetera commercia discurrebant, necnon et de carris et sagmariis in necessaria ipsius monasterii vel congregationis ibidem Deo famulantis deferentibus et de villis vel de omnibus, undecunque fiscus teloneum exigere poterat. Pro firmitatis namque studio postulavit nobis praefatus episcopus, ut paternum seu praedecessorum nostrorum morem sequentes, huiusmodi auctoritatis nostre beneficium eidem concederemus vel confirmaremur monasterio. Cuius precibus nobis ob amorem Dei et venerationem sancti illius annuere et hoc praeceptum munificentiae nostre firmitatis gratia circa ipsum monasterium fieri libuit, per quod iubemus atque praecipimus, ut nemo fidelium nostrorum nec quilibet exactor iudicariae potestatis de carris vel sagmariis seu villis ipsius

monasterii vel de quolibet commercio, undecunque videlicet fiscus teloneum exigere potest, ullum teloneum accipere vel exigere praesumat. Naves vero sex, quae sive per fluvium Ligeris sive per cetera flumina infra ditionem imperii nostri ob utilitatem et necessitatem ipsius monasterii discurrunt, ad quascunque civitates, castella aut portus vel cetera loca accessum habuerint, nullus ex eis aut hominibus, qui eas praevident, nullum teloneum aut ripaticum aut portaticum aut pontaticum aut salutaticum aut cespitaticum aut cenaticum aut pastionem aut laudaticum aut trabaticum aut pulveraticum aut ullum occursum vel ullum censum aut ullam redibitionem accipere vel exigere audeat; sed licitum sit absque alicuius illicita contrarietate vel detentione per hanc nostram auctoritatem ipsis navibus et hominibus, qui eas praevidere debent, cum his, quae deferunt, per universum imperium nostrum libere atque secure ire et redire; et si aliquas moras in quolibet loco facerint aut aliquid mercati fuerint aut vendiderint, nihil ab eis prorsus, ut dictum est, exigatur, Haec vero auctoritas.

- (7) Ganshof, op. cit. (n. 3), p. 498-501.
- (8) Devroey, op. cit. (n. 2), p. 362-82.
- (9) Ganshof, op. cit. (n. 3), p. 501, n. 38.
- (10) HF6, No. 57, p. 495; item neque de patellis, quae sunt in Marsallo et in subteriori Vico, aliquid tributum de hoc quod ad opus necessitatemque defertur, exigere praesumerent; —.
- (11) MGH, DK3, No. 52 p. 154.
- (12) MGH, DK3, No. 72, p. 187; —ut nullo teloneo de illa eorum patella, que est Mediano vico sive Marsallo, dare nec solvere debeant.
- (13) HF6, No. 55, p. 494; —sive in *Marsal* et in *Iris*, vel ubicumque ierint, negotiaverint aut vendiderint, nullus telonium exactare aut requirere praesumeret. ルートヴィヒ青年王による確認 (DGK 1, No. 10, pp. 346-47) でも文言は同一である。
- (14) MGH, DGK1, No. 24, p. 29; —ut quandocumque predicta sex carra ad praefatum locum sal accipendum venerint, nullum theloneum ministrii eiusdem loci ab eis exigere presumat, —.
- (15) MGH, DK1, No. 46, p. 66; —nec de homies, qui ad foras in eorum villas ad negotiandum vel vino comparandum adveniunt—.

- (16) MGK, DK1, No. 6, pp. 9-11; No. 43, pp. 62-63; HF6, No. 16, pp. 466-67; TES1, No. 66, pp. 187-93.
- (17) TES2, No. 240, p. 44; nullum omnino teloneum a ministerialibus palatii vel a quolibet alio ullatenus requiratur aut exigatur de vino aut de quibuslibet rebus clericorum venditis pro eorum utilitatibus aut necessitatibus intra claustra plerumque dicti monasterii—。サン・マルタン修道院の組織については Oexle, O.-G., *Forschungen zu monastischen und geistlichen Gemeinschaften im westfränkischen Bereich*, München, 1978, pp. 120-33 参照。
- (18) 佐藤彰一「中世初期のトゥールとロワール交易——ひとつの素描——」比較都市研究会編『都市と共同体』(上) 名著出版, 1991年, 35頁
- (19) Schwab (ed.), *Das Prümmer Urbar*, Düsseldorf, 1983, p. 199. 森本芳樹「9世紀西欧農村の都市形成に関する考察」同編著『西欧中世における都市=農村関係の研究』九州大学出版会, 1988年, 103頁参照。
- (20) MGH, DK1, No. 122, p. 171; —per ullos portos neque per civitates tam in Romodo quam et in Uuicus neque in Ambians neque in Treiecto neque in Dortsade neque per omnes portos ad sancta Mascentia neque aliubi neque in Parisiago neque in Ambianis neque in Burgundia in pago Trigasino neque in Senonico—。
- (21) TES1, No. 88, p. 240; —teloneum de navibus eorum, quae per fluvium Sequanam sive per alia flumina in ipsum confluentia, id est per Matronam, per Ionam, Isam et Axonam, —。
- (22) HF6, No. 170, p. 572; MGH, DGK1, 148, p. 207-08; —ubicumque per civitates, castella aut trajectus, vel portus, excepto Quentowico, Dorrestato atque Clusio, —。
- (23) MGH, FRM, p. 315.
- (24) TES2, No. 263, pp. 93-95; No. 323, pp. 210-12.
- (25) TES1, No. 60, p. 172; in omni hebdomada absolute mercantum juxta idem Monasterium possit habere, et aliud mercatum annuale in festivate Conversionis B. Pauli octavo kal. Februarii absque aliqua alicujus in aliquo contradictione, aut iudicum districtione, aut alicujus census repetitione, —。
- (26) HF6, No. 38, p. 483; —tres naves per Sagonam, Rhodanum et Dubim negotiandi gratia dirigere。

- (27) MGH, DGK1, No. 89, p. 128; — *ut unam navem per Renum fluvium ob utilitatem atque necessitatem eorum procurandam ad WORMATIAM civitatem omni tempore discurrere licuisset*—.
- (28) LAP, No. 6, p. 20; — *sex navibus libere ire et redire sive per Ligerem, Helarium, Carim, Dordoniam, Garonnam*—.
- (29) HF6, No. 159, p. 567; — *theloneum de tribus navibus, quae per Ligeris fluvium, sive per caetera flumina, necnon et per mare ob utilitates et necessitates ipsius Congregationis discurrere videntur*, —.
- (30) Devroey, *op. cit.* (n. 2), pp. 362-82.
- (31) MGH, DK, 1, No. 192, p. 257.
- (32) TESI, No. 60, pp. 170-73.
- (33) Rouche, M., *l'Aquitaine des Wisigoths aux Arabes 418-781, naissance d'une région*, Paris, 1979, p. 315 参照。
- (34) 丹下栄「カロリング期教会領主の所領空間。立地、境界、接点——スタヴロ・マルメディ修道院文書を素材として——」『西欧中世における都市＝農村関係の研究』(註19) 51—89頁参照。
- (35) Louch, M., “La faim à l'époque carolingienne; essai sur quelques types de rations alimentaires”, *Revue historique*, 1973, pp. 295-320; 森義信「カロリング時代の飢饉とその対策」『史学雑誌』88-10, 1979年, 64-88頁参照。

表1 カロリング期の流通特権文書

日付	(1) 発給	(2) 受給者	(3) 史料	卷	No	p	(4) BM	内容	手段
884?	KDD	Aachen:E	DGK	2	109	174	1739	villa寄進	
888	ANF	Aachen:E	DGK	3	31	45	1796	所領確認	
814	LLP	Aniane:A	HF	6	1	455	523	流通税免除	
859	CHC	Beaulieu:A	TES	1	207	524		市の寄進	
	CHC	Besançon:E	TES	2	354	287		造幣/市場/流通税徴収権	
832	LLP	Charroux:A	HF	6	159	567	913	流通税免除	船3
841	LT1	Chur:E	DK	3	55	157	1096	流通税免除確認	船4
800	KDG	Cormery:A	DK	1	192	257	354	流通税免除	船2
808	LLP*	Cormery:A	HF	6	2	453	518	流通税免除	船2
831	PA1	Cormery:A	LAP		17	59		流通税免除	船2
840	CHC	Cormery:A	HF	8	28	427		流通税免除確認	船3
843	CHC	Cormery:A	TES	1	60	170		流通税免除、市場寄進	
900	LDK	Corvey:A	DGK	4	6	102	1990	immunité 授与	
883	KDD	Cremona:E	DGK	2	90	147	1673	immunité 確認	
840	LT1	Donzère:A	DK	3	47	139	1073	流通税免除	船2
908	LDK	Eichstätt:E	DGK	4	58	185	2049	流通税徴収/市場/造幣権	
822	LT1	Farfa:A	DK	3	1	51	1015	流通税免除	船1
775	KDG	Flavigny:A	DK	1	96	138	185	流通税免除確認	
849	CHC	Flavigny:A	TES	1	117	310		流通税免除確認	
752-68	PPN	Fulda:A	DK	1	41	58	113	流通税寄進	
834	LLP	Fulda:A	CDF			216	954	流通税免除	
850	LT1	Fulda:A	DK	3	111	259	1143	流通税免除確認	
844	CHC	Gerona:E	TES	1	47	132		immunité 確認	
886	KDD	Gerona:E	DGK	2	148	238	1732	immunité 確認	
803	KDG	Grado:patr.	DK	1	201	270	401	流通税免除	船4
781	KDG	Honau:A	DK	1	137	187	246	流通税免除	
833	LT1	Hornbach:A	DK	3	17	85	1041	流通税免除確認	
865	LT2	Hornbach:A	DK	3	24	421	1307	流通税徴収権確認	
815	LLP	Ile-Barbe:A	HF	6	38	483	596	流通税免除	船3
821	LLP	Inden:A	Migne	104		1105	734	流通税免除	
814-5	LLP	Jumièges:A	FRM	1	24	303	562	流通税免除確認	
0	LDD	Kempten:A	DGK	1	36	46	1377	流通税免除	船3
837	LDD	Kempten:A	DGK	1	24	29	1364	流通税免除	車6
843	LT1	Koblentz:A	DK	3	72	186	1101	流通税免除	
814	LLP	Lagrasse:A	HF	6	13	464	548	流通税免除	
870	CHC	Lagrasse:A	TES	1	340	257		immunité 確認	
833	LLP	Le Mans:E	HF	6	182	587	917	土地の返還	
858	LDD	Lorsch:A	DGK	1	89	127	1431	流通税免除	船1
833	LT1	Luxeuil:A	DK	3	192	351		流通税免除	
853-62	CHC	Mâcon:E	TES	2	250	71		流通税返還確認	
843	CHC	Marmoutier:A	TES	1	31	77		流通税免除	
898	ZWB	Münstereifel:A	DGK	4	26	64	1981	市場・造幣権授与	
816	LLP	Murbach:A	HF	6	55	494	623	流通税免除確認	

物品	流通税免除地	市場地	河 川	N B
授与		Bastogne Bastogne		
	<i>Walensee</i>	Sionac Besançon	Loire,海	偽文書?
塩			Loire, Mayenne, Sarthe, Loir, Vienne	* アキタニア王として
	<i>Horohusum</i> <i>Uulpariolus</i>	市場/造幣/流通税徴収権授与	Loire, Vienne, Cher, Tenu Loire, Vienne, Cher, Tenu Loire, Cher, Vienne, Mayenne, Sarthe, Seine	流通税徴収権とともに
授与	Eichstätt	Eichstätt	Rhône	
	王国全域		海と河	
	Mainz			Mainzの市場税
				流通税徴収禁止 流通税徴収禁止/所領確認
	Rimlingen		Saône, Rhône	流通税からピッチを給付
塩	王国全域 Reichenhall Reichenhall Moyenvic/Marsal*			* 製塩所 homines 所領確認・流通税徴収禁止 流通税収入の1/2とともに
	Novavilla Worms		Rhein	
	Marsal/Iris			流通税収入の1/3とともに

日付	(1) 発給	(2) 受給者	(3) 史料	卷	No	p	(4) BM	内容	手段
878	LDJ	Murbach:A	DGK	1	10	346	1559	流通税免除確認	
856	CHC	Nantes:E	TES	1	181	481		流通税寄進	
825-9	LLP	Nantua:A	MIÖG	16	0	212	856	流通税免除	船2
843	CHC	Narbonne:E	TES	1	49	139		immunité 確認	
814-29	LLP	Nevres:E	FRM	1	22	302	855	流通税免除	船2
769	KLM	Novalesc:A	DK	1	47	66	120	流通税免除	
845	LT1	Novalesc:A	DK	3	91	223	1121	流通税免除確認	
814	LLP	Orleans:E	FRM	1	19	300	542	流通税確認	
814	LLP	Paris:E	HF	6	102	524	538	流通税免除確認	
879	KLM	Parma:E	DGK	1	24	320	1543	土地の寄進	
885	KDD	Parma:E	DGK	2	115	181	1696	流通税徴収権確認	
886	KDD	Passau:E	DGK	2	135	215	1738	immunité 授与	
808	KDG	Piacenza:E	DK	1	207	276	436	流通税徴収権寄進	
819	LLP	Piacenza:E	MIÖG	7		441	690	年市確認	
881	KDD	Piacenza:E	DGK	2	35	58	1616	市場 / 流通税確認	
763	PPN	Prüm:A	DK	1	19	27	98	流通税免除	
844	LT1	Prüm:A	DK	3	85	207	1115	流通税免除確認	
861	LT2	Prüm:A	DK	3	16	408	1295	市場 / 造幣権寄進	
864	CHC	Prüm:A	TES	2	272	111		流通税免除確認	
919	CLS	Prüm:A	LCS	1	104	246		市場・流通税確認	
844	CHC	Psalmodi:A	TES		54	151		土地の返還	
882	KDD	Reggio:E	DGK	2	47	76	1628	immunité 確認	
883	KDD	Reggio:E	DGK	2	85	137	1668	immunité 確認	
814-7	LLP	S-Aignan:A	FRM	1	20	300	544	流通税免除確認	船6
818	LLP	S-Benoît-s-Loire:A	HF	6	77	511	667	流通税免除確認	船4
880	KDD	S-Christina:A	DGK	2	20	33	1599	流通税免除確認	
886	KDD	S-Christina:A	DGK	2	55	94	1718	市場開設認可	
753	PPN	S-Denis:A	DK	1	6	9	73	流通税徴収権確認	
759	PPN	S-Denis:A	DK	1	12	17	89	流通税徴収権確認	
769	KLM	S-Denis:A	DK	1	43	62	116	流通税徴収権確認	
769	KLM	S-Denis:A	DK	1	46	65	119	流通税免除確認	
774	KDG	S-Denis:A	DK	1	87	125	175	villa 寄進	
774	KDG	S-Denis:A	DK	1	88	127	174	流通税徴収権確認	
775	KDG	S-Denis:A	DK	1	93	134	180	流通税免除確認	
814	LLP	S-Denis:A	HF	6	16	466	552	流通税徴収権確認	
814	LLP	S-Denis:A	HF	6	17	468	553	流通税徴収権確認	
833	LT1	S-Denis:A	DK	3	13	78	1037	市場開設認可	
845	CHC	S-Denis:A	TES	1	66	187		流通税免除確認	
860	LT2	S-Denis:A	DK	3	13	402	1290	土地の寄進	
864	CHC	S-Denis:A	TES	2	263	93		土地の寄進	
866	LDD	S-Denis:A	DGK	1	119	168	1461	immunité 確認	
869	CHC	S-Denis:A	TES	8	323	210		土地の寄進	
779	KDG	S-Germain-d-P.:A	DK	1	122	170	218	流通税免除確認	

物品	流通税免除地	市場地	河 川	N B
塩	Marsal/Iris	Nantes	Rhône,Saône Loire,Allier,Cher,Lez,Sarthe,Mayenne	流通税収入の1/2 流通税徴収禁止
	Tudella Parma Parma			流通税収入の1/2 portusでの流通税 流通税とともに／偽文書? 流通税徴収禁止／教会の商人 Gusianoでの徴収権
	Piacenza	Piacenza		
	Rommersheim	Rommersheim		
			Loire Loire	流通税徴収禁止 流通税徴収禁止 流通税徴収禁止
塩	パ°リ°バ°グ°ス パ°リ°バ°グ°ス パ°リ°バ°グ°ス	Olona S-Denis S-Denis		諸特権確認 流通税徴収権とともに 市の開催期間中 市の開催期間中 市の開催期間中
	Faverolles パ°リ°バ°グ°ス 王国全域	Faverolles/Noronte St-Denis St-Denis Haenohin		市場とともに 市の開催期間中 市の開催期間中 homines12名を徴税免除
	Marseille, Valenciennes	Petaria Pontoise Esslingen Cormelles-en-Vexin		流通税とともに 週市、portusとともに 市場確認 週市とともに
			Rouen,Quentowic,Amiens,Maastricht,Dorestade,Pont-S-Maxence,Paris,Troys,Sens	

日付	(1) 発給	(2) 受給者	(3) 史料	卷	No	p	(4) BM	内容	手段
786	KDG	S-Germain-d-P.:A	DK	1	154	208	276	villa寄進	
846	CHC	S-Germain-d-P.:A	TES	1	88	238		流通税免除確認	
816	LLP	S-Germain:A	HF	6	45	488	610	流通税免除確認	船4
859	CHC	S-Germain:A	TES	1	214	540		immunité 確認	
886	KDD	S-Germain:A	DGK	2	145	231	1729	immunité 確認	
839	LT1	S-Ilario:A	DK	3	39	119	1063	土地寄進	
834	LT1	S-Maria Theod.:A	DK	3	22	91	1045	船舶通行権授与	
881	KDD	S-Maria Theod.:A	DGK	2	45	73	1625	immunité 確認	
796	KDG	S-Martin:A	DK	1	195	261			
816	LLP	S-Martin:A	HF	6	73	508	631	流通税免除確認	
816	LLP	S-Martin:A	MIÖG	7		439	632	流通税免除確認	船12
886	KDD	S-Martin:A	DGK	2	139	223	1723	immunité 確認	
862	CHC	S-Martin:E	TES	2	240	41		immunité 確認	
816	LLP	S-Maur-d-F.:A	HF	6	52	492	618	流通税免除	
844	CHC	S-Maur-d-F.:A	TES	1	59	167		流通税免除確認	
886	KDD	S-Maur-d-F.:A	DGK	2	149	240	1733	流通税免除確認	
816	LLP	S-Maurice:E	HF	6	59	496	634	流通税免除確認	船3
769	KDG	S-Medard:A	DK	1	75	108	159	immunité 確認	
815	LLP	S-Mesmin:A	HF	6	23	472	568	流通税免除	船3
828	LLP	S-Mesmin:A	HF	6	142	554		寄進確認	船3
834	PA1	S-Mesmin:A	LAP	1	21	77		土地確認	
840	CHC	S-Mesmin:A	TES	1	1	2		流通税免除確認	船3
816	LLP	S-Mihiel:A	HF	6	57	495	633	流通税免除	
841	LT1	S-Mihiel:A	DK	3	52	153	1079	流通税免除	
858	LT2	S-Mihiel:A	DK	3	10	397	1286	流通税免除	
826	PA1	S-Philibert:A	LAP	1	6	19		流通税免除確認	船6
850	CHC	S-Sauveur:A	TES	1	132	348		immunité 賦与	
855	CHC	S-Sulpice:A	TES	1	170	446		流通税免除	
862	CHC	S-Urbani:A	TES	2	248	67		villa/市場寄進	
822	LLP	S-Victor:A	HF	6	113	532	765	流通税免除確認	
834	LT1	S-Victor:A	DK	3	18	86	1042	流通税免除確認	
815	LLP	S-Wandrille	HF	6	37	482	594	流通税免除確認	
853	CHC	S-Wandrille	TES	1	160	419		poutus寄進	
908	LDK	Salzburg:E	DGK	4	64	193	2055	流通税寄進	
814	LLP	Stavelot-M.:A	HR	1	26	68	546	流通税免除	
831	LLP	Strasbourg:E	HF	6	170	572	890	流通税免除確認	
873	LDD	Strasbourg:E	DGK	1	148	206	1495	流通税免除確認	
873	LDD	Strasbourg:E	DGK	1	149	208	1496	immunité 確認	
886	KDD	Tours:E	DGK	2	146	234	1730	immunité 確認	
772	KDG	Trier:E	DK	1	66	95	145	流通税免除	
900	LDK	Trier:E	DGK	4	2	97	1985	流通税確認	
902	LDK	Trier:E	DGK	4	17	120	2002	造幣権返還	
860	CHC	Urgel:E	TES	1	222	559		流通税確認	

物品	流通税免除地	市場地	河 川	N B
塩	Marolles-sur-Seine		Seine, Marne, Yonne, Oise, Aisne Loire	portus, 市場, 流通税とともに 流通税徴収禁止 流通税徴収禁止 流通税とともに
	Platanum		Po, Ticino Po, Ticino	流通税徴収禁止
			Loire, Allier, Cher, Vienne, Mayenne, Sarthe, Loir	流通税徴収禁止
			Loire Loire, Cher, Vienne, Sarthe, Mayenne, Loir, Hilarium, Loire, Cher, Vienne, Sarthe, Mayenne, Tenu, Loir, Hilarium Loire, Seine, Maternam, Cher, Vienne, Sarthe, Mayenne, Loir	79 流通税免除
塩	Moyenvic/Marsal		Loire	
	Moyenvic/Marsal Moyenvic/Marsal		Loire, Allier, Cher, Dordogne, Garonne	製塩所, 市場 流通税徴収禁止
塩 塩	Lyon	Bourges		週市
	Lyon	Vatignévillie		イタリアからの船 イタリアからの船
	Reichenhall	Calidum-becum	Rhein, Meuse	
	Quentovic, Dorestade, Clusioを除く王国全域 Quentovic, Dorestade, Clusioを除く王国全域			造幣権確認 流通税徴収禁止 immunité確認文書
		Diedenhofen/Mairy		流通税徴収権とともに 流通税収入の1/3

日付	(1) 発給	(2) 受給者	(3) 史料	卷	No.	p	(4) BM	内容	手段
753	PPN	Utrecht:E	DK	1	4	6	70	dime 徴収権確認	船
769	KDG	Utrecht:E	DK	1	56	82	132	dime 徴収権確認	
815	LLP	Utrecht:E	DB	1	179	33	578	dime 徴収権確認	
896	ZWB	Utrecht:E	DGK	4	9	33	1964	dime 徴収権確認	
883	KDD	Venice:Doge	DGK	2	77	125	1659	流通税免除確認	
815	LLP	Vienne:E	HF	6	32	479	583	流通税免除	
848	LT1	Vienne:E	DK	3	104	244	1136	流通税徴収権寄進	

略語表

(1) ANF: アルヌルフ

KDD: カール肥満王

LT1: ロタール1世

ZWB: ツヴェンティボルト

CLS: シャルル単純王

KLM: カールマン

LDK: ルートヴィヒ幼児王

PA1: ピピン・アキタニア王

CHC: シャルル禿頭王

KDG: カール大帝

LDJ: ルートヴィヒ青年王

LT2: ロタール2世

CRP: シャルル(プロヴァンス王)

LDD: ルートヴィヒ・ドイツ王

LLP: ルイ敬虔帝

PPN: ピピン3世

(2) A: 修道院

E: 教会

物品	流通税免除地	市場地	河 川	N B
	Deventer/Tiel	Pavenzin	Rhone,Saone	流通税の10分の1を寄進 流通税の10分の1を寄進 Dorestadの10分の1税 自由商業権確認

- (3) CDF: Dronke, E.-F.-J.(ed.), *Codex diplomaticus Fuldensis*, Cassel, 1850.
 DGK: MGH, *Diplomata regum Germaniae ex stripe Karolinorum*.
 DK: MGH, *Diplomata Karolinorum*.
 FRM: MGH, *Formulae*.
 HF: Bouquet, M. (ed.), *Recueil des historiens des Gaules et de la France*.
 LCS: Lauer, Ph.(ed.), *Recueil des actes de Charles III le simple*, Paris, 1940.
 LAP: Levillain, L.(ed.), *Recueil des actes de Pépin I er et de Pépin II, roi d'Aquitaine (814-848)*, Paris, 1926.
 HR:Halkin, J./Roland, C.-G.(ed.), *Recueil des chartes de l'abbaye de Stavelot-Malmédy*, Bruxelles, 1909.
 TES: Tessier, G. (ed.), *Recueil des actes de Charles le Chauve, roi de France*, 2vols, Paris. 1945-55.
- (4) BM; Böhmer, J. -F., *Regesta Imperii*, t.1, Hildesheim, 1966.



